

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康管理(健康増進法等)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西会津町は、健康管理(健康増進法等)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

西会津町長

## 公表日

令和4年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(健康増進法等)に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、住民からの妊娠届を受けて、母子健康手帳の交付を行う。            出生時の体重が2500グラム未満の低出生体重児の届出の受理と未熟児の訪問指導を行う。            妊産婦や新生児・未熟児とその保護者の方を対象に、申し込みに応じて、保健師や管理栄養士の家庭訪問により健康や育児についての相談や助言を行う。4か月児、1歳6か月児、3歳児に対して発達状況や疾病・障がいの早期発見のために健康診査を行う。</p> <p>健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病の予防と疾病の早期発見に加え、必要に応じて保健指導等を行うことにより、健康への認識と自覚を高めることを目的とする健康診査及び検診の対象となる住民の判定を行う。</p> <p>健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。  <b>■対象となる検診(一次及び精密)の種類</b>            ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診            ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診  <b>■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務</b>            具体的な事務内容については以下のとおり。            ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。            ②医療機関等で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。            ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。            ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子保健ファイル (2)健康診査ファイル (3)宛名情報ファイル (4)検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の49、76項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条、第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律            (平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二            (別表第二における情報提供の根拠)            :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律            (平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号及び番号法別表第二の102の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課 健康支援係、福祉介護課 子育て支援係
②所属長の役職名	健康増進課長、福祉介護課長

**6. 他の評価実施機関**

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

健康増進課 健康支援係  
〒969-4495 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308 TEL0241-45-4532

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

健康増進課 健康支援係  
〒969-4495 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308 TEL0241-45-4532

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

